

厚生委員会における閉会中の継続審査及び調査についての報告をいたします。

「地域生活支援事業について」報告いたします。

今年4月から「障害者自立支援法」が施行され、その中で10月から市町村が実施主体として取り組むこととなっている「地域生活支援事業」について報告を求めました。

相談支援事業としては「久山療育園」「水戸病院かけはし」等に委託。コミュニケーション支援事業は「手話通訳士」を福祉課窓口を設置。日常生活用具給付等事業は用具等委託事業者に委託。移動支援事業はヘルパー事業者等に委託。地域活動支援センター事業は「水戸病院かけはし」「ステップアップ共同作業所」「社協」に委託。以上が必須事業で、この他に「訪問入浴サービス事業」「更生訓練費給付事業」「社会参加促進事業」「日中一時支援事業」等を委託他で実施して行くとのことです。

特に、町舎福祉課窓口での手話対応は11月中旬までに、延べ23回、実数16名の方が手話通訳を受けら、対応時間は30分から1時間とのことです。

支援事業以外の報告では、「障害程度区分の認定」において、不服が3件あり、1件は県へ、2件は話し合い中とのことです。

また、新聞報道等で報じられている『福岡県の「障害者施設入所者」の退所が83名、内、他のサービスを受けていない方が33人』との報道について、志免町該当者有無の調査を至急行うよう要請いたしました。

結果33名には志免町の該当者はいないとのことです。

次に「環境問題について」報告いたします。

地球温暖化対策への実行計画策定については10月31日にコンサルより報告を受け、19年から23年までの5ヵ年間の削減数値目標を決定し、来年2月に町の姿勢としてホームページ等で町民に報告するとのこと。

次に宇美川河川工事にともなって、焼却場跡地の河川に面した一部が工事により崩落するのではとの指摘が住民からあり、調査を指示いたしました。

結果、工事での支障は無いとのことで、いずれにしても町ではなく事情を熟知していない県の工事であり、情報交換と、トラブルが起こらないよう細心の対応を県に要請するよう支持いたしました。

焼却場跡地整備委員会の設置について「なぜ立ち上がらないのか」との懸念が委員から表明されました。委員会としては一貫して早期設置の要請をいたしており重ねて再度要請をいたしておきます。

また「焼却場周辺住民」との裁判に関しては、これも本議会委員長報告で一貫して「和解への努力」を要請いたしておりますが、再度助役に出席願ひ本件について確認をいたしました。

「和解のすすめが裁判長よりあり、同じ町民同士であり、弁護士よりの話もあり、条件が合い納得できるのであれば和解も。総合的に状況を見て判断したいが粛々と協議をしている」と報告を受けました。

引き続き「和解への努力」を要請いたしておきます。

次に「老人医療費県内2位について」報告いたします。

レセプトなりからデーターを入手し、地域別、疾病疾患別のデーター策定について、私も平成13年から一般質問でも要請し、委員会としても何度となく指示してまいりましたが、前委員会で老人医療費の福岡県平均よりも低い新宮町との比較について調査の指示をいたしておりましたが今回、関連してそのデーターが作成され報告を受けました。

データーは17年度の志免町、新宮町の入院、外来別、年齢別費用額の比較、5月単月の歯科を除く診療分を疾病27分類で志免町、新宮町、福岡県を対比したもので、大変貴重なデーターとなっています。

特に注目すべき点は、国保老人受給者での入院、外来とも受診率が新宮町に比べて高く一人当たりの費用額が大きくなっている。

また外来での1件当たりの費用額も高く医療費を押し上げている点です。

いずれにしても住民課の努力によって本当に素晴らしいデーターが出来上がり、住民課、健康課両課で新宮町に出向き実態調査を行うなど前向きな姿勢に心から敬意を表します。

今後はこれらのデーターなりが「宝の持ち腐れ」にならないようしっかり分析し、昨年立ち上げたプロジェクトでも検討を重ね、的確なる施策を展開し「老人医療費県内2位」から脱却する事へ邁進されることを強く要請いたしておきます。

また「健康体操ビデオ」も完成し町民運動会他、各イベントでも紹介されておりますが、高齢者の方も含め多くの町民が「健康づくり」の一助として愛し、受け入れてくれるよう引き続き努力をされるよう所管課に要請いたしておきます。

次に「学童保育と保育園民営化について」報告いたします。

10月末における学童保育の状況は、中央、定員100名に対して入所94名、東、62名に対して62名、南40名に対して24名、西120名に対して118名で待機学童は4校ともゼロです。

また学童保育に於ける指導員の立場と保護者との関係について、問題事例の検証を行い、問題点を指摘し、将来に向けて両者の関係のあり方も含め、民営化、4校の学童保育事業の一体化、等々、運営方法について抜本的な対策を検討するよう指摘いたしました。

どんなに立派な学童保育所を建設しても運営に問題があれば学童保育事業の目的を逸脱する事にもなりかねない事を指摘しておきます。

次に、保育園民営化について報告いたします。

10月26日、第一回目の別府保育園保護者説明会が開催され保護者36名が出席、11名の方から質問が出された。

10月30日は第二回目の保護者説明会を開催、参加者11名で質問は1名。

2回の説明会に欠席された53名の保護者には園児送迎時に資料を配布し、11月10日までに質問を受け付け8名の方から質問が寄せられたとのこと。

委員会で、これらの質問内容に対する回答の報告を受けました。

「保護者から具体的な民営化反対の声は無く、総体的には理解されているようだ」とのことです。

いずれにしても「民営化基本方針」の素案で、「実施計画を対象園の関係者及び在園児童の保護者との協議により策定する」としている訳で、これに基づき、しっかりと保護者と協議を重ねコンセンサスを得てゆくことを強く要請いたしておきます。

次に 10 月 12 日 13 日に開催されました「地方自治と子供施策」全国自治体シンポジウム 2006 については初日の参加者が 430 名であったとの報告を受けました。

九州、それも町レベルでの開催は初めてとのことで、子育て課を始め関係者のご尽力に敬意を表します。

最後に継続審査としていました「第 13 号議案・志免町立保育園民営化選考委員会条例の制定について」報告いたします。

別府保育園の民営化に対して、その事業者の選考基準や公募に関する調査及び審議をする委員会の設置条例で、厚生委員会では委員の内容や保護者への説明が一度もなされていない状態での条例制定に難色の声があり、継続審査といたしておりましたが、保護者説明会も開催され、委員の内容も十分に議論した結果、お手元に配布いたしております通り一部を訂正いたしました。

訂正内容は、保育園を保育所と改め、第 2 条、の末尾、「審議する」を「審議し、その結果を町長に報告する」と訂正。第 3 条の 2 の「町立保育園保護者代表」を「民営化対象保育所の保護者」に訂正。3 の「子育てサークル代表」と 4 の「一般町民」を削除し、それぞれ「民営化対象保育所の保育士」と「地域の町内会長」としたものです。また第 4 条の「2 年とする。ただし再任を妨げない」を「民営化対象保育所の受諾者決定までとする」と訂正いたしました。

採決をした結果、全員賛成で採択です。

以上、厚生委員会の閉会中の審査の報告といたします。